

危機管理委員会規程

制定 平成 30 年 9 月 13 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）危機管理規程第 29 条の規定に基づき、危機管理委員会（以下、「本委員会」という。）を設置して、本協会全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有化を図るために、必要な事項について定めることを目的とする。

(任 務)

第 2 条 本委員会は、理事会の下に置き、競技力向上事業における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

2 本協会に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。

第 2 章 構成及び組織

(構 成)

第 3 条 本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 委員長 | 本協会会長 |
| (2) 副委員長 | 本協会副会長 |
| (3) 委員 | 加盟チーム代表、加盟チーム強化責任者 |
| (4) 事務局長 | 本協会事務局長 |

(委員長)

第 4 条 委員長は、会長がこれにあたり、委員会を統括する。

(副委員長)

第 5 条 副委員長は、副会長がこれにあたり、委員長を補佐する。

(委 員)

第 6 条 各委員は、委員会に参画し、所属する加盟チームへの情報伝達及び問題解決に当たる。

第3章 委員会

(開 催)

第7条 本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。ただし、軽微な事項については、文書による回覧審議とすることができる。

(審議事項)

第8条 本委員会は、次の事項を調査・審議する。

(1) 本委員会の活動状況の確認及び危機管理の方針の決定

① 競技力向上事業活動中の危機管理に関する基本的な取り組みに対する指針

② 必要な調査の依頼

(2) 本協会としての危機管理システムの維持・改善

(3) 危機事態発生時、これを解決するために基本的な対応策を協議、決定して対策を促進し、各加盟チームとの調整及び支援を行う。

(4) その他、本協会の活動に対する危機管理に関する事項の指導・助言

(議事録)

第9条 本委員会の議事録は、事務局長が作成する。

第4章 補 則

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成30年9月13日より施行する。